

## 銀行と商業のワンウェイ規制について

みずほ総合研究所 梅田 彰

### 《報告要旨》

わが国では、銀行は、健全性維持等の観点から、他業を原則禁止されており、銀行の子会社の業務範囲も制限されているが、一般事業法人が銀行を保有することは認められており、「商業から銀行への参入」は認められるものの「銀行から商業への参入」が認められない「ワンウェイ規制」となっている。これに対して、米国では原則として銀商分離規制が課されており、どちらも認められない「ノーウェイ規制」、欧州では、自己資本対比での投資制限の範囲内であれば相互に参入が認められる「ツーウェイ規制」となっている。欧米では相互に禁止か相互に認めることで公正な競争条件を確保しているが、わが国の「ワンウェイ規制」に問題は無いのか検討する。

金融改革プログラムが目指す「将来の望ましい金融システム」を構築するためには、環境変化を的確に捉えた上で今日的な目で規制のあり方を総点検し、民間活力が十分に発揮できるよう規制の必要性和弊害・コストを比較考量して、過剰規制のリスクを排除していく必要がある。その際、基本となる視点は、公正な競争条件を確保し、競争を促進することによって、利用者利便の向上や効率性の向上、金融市場の活性化を図るとともに、国際競争力を向上させるということである。

これまでの銀行の業務範囲を巡る議論は、他業禁止を原則として捉え、付随業務として認められる業務の範囲を規制緩和という形で段階的に時間をかけて拡大してきた。この結果、金融機関の提供する商品・サービスの差別化は難しく、必ずしも利用者に多様な選択肢を提供できたとはいえない面もあった。

金融と商業の融合はネットでもリアルでも進んでおり、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変わろうとしている。不良債権問題が落ち着き、新しい時代の金融システムを構築しようとしている今こそ、利用者ニーズに応え得る金融商品・サービスを提供できるよう、業務範囲規制のあり方や競争政策を見直す必要がある。

その際、金融ビジネスとシナジーが働く事業については、事前に規制することなく幅広く認める形とし、弊害の可能性については、弊害防止措置や事後的な規制、市場による監視、当局による監督等によって解決する方向で見直していくべきである。

事業会社が子銀行を保有する場合の利益相反行為等によるリスクと銀行・銀行持株会社が事業子会社を保有する場合のリスクはいずれが大きいともいえない。したがって、弊害防止措置としては、事業会社が銀行の主要株主となる際に求められるのと同様、大口信用供与規制とアームズ・レングス・ルールおよび事業会社のリスクを遮断するための監督上の留意点として示されている措置などで十分カバーされるはずである。

以上